

新

旧

対

照

表

高知県屋外広告物条例（抜粋）

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)～(3) 略

(4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、歩道柵、車道柵、駒止め、分離帯、植樹帯、里程碑その他これらに類するもの

(5)～(13) 略

2・3 略

（許可証票の表示義務）

第18条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、知事が交付する許可証票を当該許可に係る広告物又は掲出物件の見やすい箇所（道路に面した箇所等容易に当該許可証票を確認することができる箇所に限る。）に貼り付けておかなければならぬ。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

（登録の申請）

第35条 前条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

旧

高知県屋外広告物条例（抜粋）

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)～(3) 略

(4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、歩道さく、車道さく、駒止め、分離帯、植樹帯、里程碑その他これらに類するもの

(5)～(13) 略

2・3 略

（許可証票の表示義務）

第18条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、知事が交付する許可証票を当該許可に係る広告物又は掲出物件の見やすい箇所（道路に面した箇所等容易に当該許可証票を確認できる箇所に限る。）に貼り付けておかなければならぬ。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

（登録の申請）

第35条 前条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名）

(5)・(6) 略

2 略

（登録の拒否）

第37条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第35条第1項の登録申請書若しくは同条第2項の添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を拒否しなければならない。

(1) 第47条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第47条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第47条第1項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、当該停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

(5)・(6) 略

2 略

（登録の拒否）

第37条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第35条第1項の登録申請書若しくは同条第2項の添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を拒否しなければならない。

(1) 第47条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過していない者

(2) 屋外広告業者（第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第47条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から2年を経過していないもの

(3) 第47条第1項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、当該停止の期間が経過していない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成

年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第35条第1項第2号の営業所ごとに第43条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 略

年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人で、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第35条第1項第2号の営業所ごとに第43条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 略